

平成 22 年 8 月 24 日

県境再生対策室

平成 22 年度県境不法投棄事案に係る周辺環境等  
モニタリング調査結果（大気質、騒音振動）について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 大気質モニタリング調査結果

(1) 有害大気汚染物質【資料：別表 1 及び別図 1】

- ・調査年月日 平成 22 年 7 月 27 日から平成 22 年 7 月 28 日
- ・調査箇所 現場敷地境界の 3 地点 (A-1a、A-1b、A-1c)
- ・調査結果 いずれの地点も、測定した全ての項目で「環境基準」を下回りました。

(2) 大気汚染物質【資料：別表 1 及び別図 2】

- ・調査年月日 平成 22 年 7 月 22 日から平成 22 年 7 月 28 日
- ・調査箇所 田子町上郷地区 (A-2)
- ・調査結果 測定した全ての項目で「環境基準」を下回りました。

2 騒音振動モニタリング調査結果

(1) 騒音【資料：別表 2 及び別図 2】

- ・調査年月日 平成 22 年 7 月 27 日
- ・調査箇所 田子町上郷地区 (A-2) ほかに 1 地点
- ・調査結果 いずれの地点も「環境基準」を下回りました。

(2) 振動【資料：別表 2 及び別図 2】

- ・調査年月日 平成 22 年 7 月 27 日
- ・調査箇所 田子町上郷地区 (A-2) ほかに 1 地点
- ・調査結果 いずれの地点も「道路交通振動の要請限度（第 1 種区域）」を下回りました。

## 1 大気質モニタリング調査結果

## (1) 有害大気汚染物質モニタリング調査

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

調査期間	H22.7.27~7.28			
測定項目	県境界 A-1a	敷地南側境界 A-1b	敷地西側境界 A-1c	環境基準※
ベンゼン	0.00017	0.00014	0.00021	0.003以下
トリクロロエチレン	0.000055	0.000032	0.000045	0.2以下
テトラクロロエチレン	0.00011	0.000029	0.000032	0.2以下
ジクロロメタン	0.00035	0.00032	0.00032	0.15以下

※「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告4)

## (2) 大気汚染物質モニタリング調査

(単位: ppm)

二酸化窒素	測定地点	上郷地区(A-2)		環境基準※
	測定期間	H22.7.22~7.28		
		1日平均値	適否	
	1日目	0.001	○	1日の平均値 0.04~0.06ppm またはそれ以下
	2日目	0.001	○	
	3日目	0.001	○	
	4日目	0.001	○	
	5日目	0.001	○	
	6日目	0.001	○	
	7日目	0.001	○	

※「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

浮遊粒子状物質	測定地点	上郷地区(A-2)				環境基準※
	測定期間	H22.7.22~7.28				
		1日平均値	適否	1時間最高値	適否	
	1日目	0.019	○	0.050	○	1日の平均値 0.1mg/m <sup>3</sup> 以下
	2日目	0.021	○	0.053	○	
	3日目	0.015	○	0.048	○	
	4日目	0.018	○	0.068	○	1時間値 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
	5日目	0.016	○	0.055	○	
	6日目	0.026	○	0.082	○	
	7日目	0.021	○	0.065	○	

※「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

(単位: μg/m<sup>3</sup>)

微小粒子状物質	測定地点	上郷地区(A-2)		環境基準※
	測定期間	H22.7.22~7.28		
		1日平均値	適否	
	1日目	14.51	○	1年平均値 15μg/m <sup>3</sup> 以下
	2日目	12.25	○	
	3日目	12.95	○	
	4日目	13.76	○	1日平均値 35μg/m <sup>3</sup> 以下
	5日目	14.32	○	
	6日目	15.11	○	
	7日目	25.87	○	

## 2 騒音振動モニタリング調査結果

## (1) 騒音

(単位: dB)

測定日	H22. 7. 27		環境基準 <sup>注1)</sup>
時間帯 (昼間)	6:00~22:00		
測定地点	上郷地区 A-2	田子地区 A-4	昼間 (6時~22時)
測定結果 (LAeq) <sup>注2)</sup>	62	67	70以下

注1) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)で定める基準値を準用。

2) LAeqは等価騒音レベル。

## (2) 振動

(単位: dB)

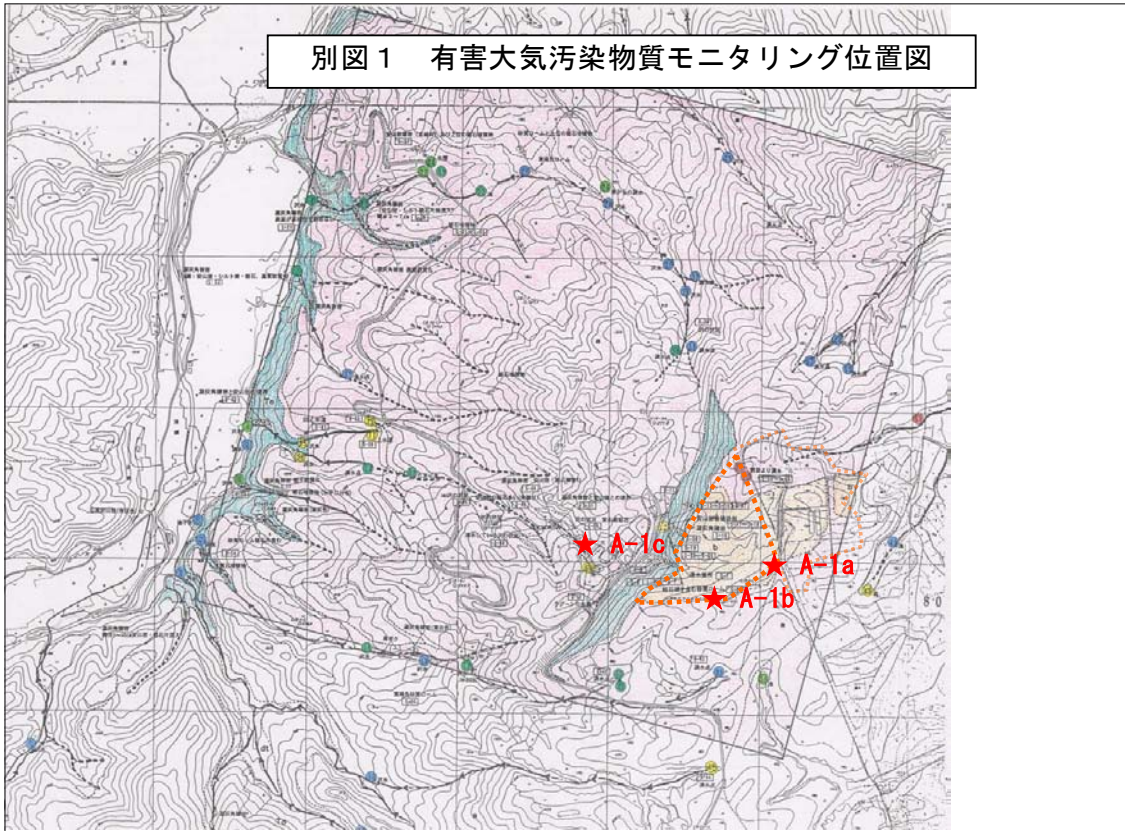
測定日	H22. 7. 27		要請限度 <sup>注1)</sup>	
測定地点	上郷地区 A-2	田子地区 A-4		
測定結果 <sup>注2)</sup>	昼間 <sup>注3)</sup>	32	40	65
	夜間 <sup>注3)</sup>	30未満	30未満	60

注1) 「道路交通振動の要請限度」(昭和51年11月総理府令第5号)の第1種区域を準用。

2) 測定結果は80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)の平均値。

3) 昼間(午前8時~午後7時)、夜間(午後7時~翌日の午前8時)。

別図1 有害大気汚染物質モニタリング位置図



別図2 大気汚染物質モニタリング位置図  
騒音振動モニタリング位置図

